

群馬県立産業技術センター施設等使用承認申請書

年 月 日

群馬産業技術センター所長 あて
東毛産業技術センター長 あて

法人又は団体
所在地
名称
代表者又は申請者
住所
フリガナ
氏名

裏面の誓約事項を遵守しますので、次のとおり使用の承認をしてください。

使用目的				群馬県証紙又は領収済 証明書貼付欄
使用責任者	部 署 フリガナ 氏 名 電話番号 () FAX番号 ()			
施設等の名称	使用年月日	使用時間	利用人数	
1	年 月 日	: ~ :	人	
2	年 月 日	: ~ :		
3	年 月 日	: ~ :		
施設等使用料算出基礎		計	承認印欄	
1	基本料金 (円/時間) × ()	円		
2	基本料金 (円/時間) × ()	円		
3	基本料金 (円/時間) × ()	円		
合 計		円		

※注 太線枠内を記入してください。

裏

誓約事項

- 申請に当たっては、次の内容を誓約の上、□にレを記入してください。
 - 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しません。
 - * 群馬県では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。また、事実確認に必要な情報を申請者から提供していただき、群馬県警察本部に照会する場合があります。なお、この様式に記載された個人情報、本事務の目的及び本事務から暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

- 当社（使用者）は、施設等の使用に当たって、次の事項について遵守することを誓約します。
 - 1 施設等の使用について（施設・機器共通事項）
 - (1) 施設等の使用に当たっては、関係規定及び群馬県立産業技術センター職員の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行います。
 - (2) 申請書に記載した目的以外に使用しません。
 - (3) 機器使用中に発生した事故又は自然災害により、当社（使用者）が被った損害については、当社（使用者）が全責任を負い、群馬県立産業技術センターに損害賠償等の請求は一切行いません。

 - 2 機器の使用について
 - (1) 当社（使用者）が故意又は過失により、機器を亡失し、又は毀損した場合は、当社（使用者）が当該機器の補填、修理等を行い、群馬県立産業技術センターに損害を賠償します。
 - (2) 機器の使用に当たり、必要な工具、原材料、特別な消耗品等は、当社（使用者）の負担で持参するとともに、使用后、持参したものの、発生した廃棄物等は、当社（使用者）が全て持ち帰ります。
また、当社（使用者）の負担で持参したものを亡失し、又は毀損した場合は、群馬県立産業技術センターに損害賠償等の請求は一切行いません。
 - (3) 機器の使用により得られたデータについては、群馬県立産業技術センターの許可を得ずに、群馬県立産業技術センターの名称を一切使用しません。